

# チラシ折り込みサービスを ぜひ活用ください！

当所が毎月発行しております所報へのチラシの折り込みサービスを受け付けております。所報は1,150社以上の会員企業に配布しており、宣伝効果の高いものとなっておりますので会社・商品の宣伝、催物の案内等に是非ご活用ください。

郵便やメール便  
より断然お得♪

☆料金は1回15,000円!!(税別)

☆チラシの規格はB5・A4・B4・A3サイズまで受付致します。(但し、B4・A3サイズの場合はA4以下のサイズに折って

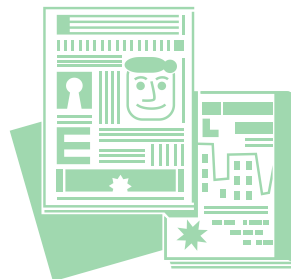
納品していただきます。)

※所報に同封するチラシは、会員事業所へ周知するものであり、チラシの作製内容等作成事業所などに対して信用を与えるものではありません。また、次に該当する場合サービスをお断りさせていただきます。

- (1) 益田商工会議所又は第三者の名誉又は体面を傷つける恐れがあるとき
- (2) 特定の政党に偏り、政治的に利用されると認められたとき
- (3) 公序良俗に反すると認められるとき
- (4) その他、発行編集人が不相当と認めたとき

※依頼される際は折込希望月の5日までに申込書にチラシ原案1

提出していただきます。  
※チラシは依頼事業所が用意し、発行月の10日までに納品をお願い致します。



認められる

枚を添えて

お問い合わせ・申込みは

会員サービス課 (0856) 22-0088 まで

益田商工会議所所報「Monthly news」  
チラシ折り込み運用規定

(目的)

第1条 この規定は、益田商工会議所が発行する所報「Monthly news」(以下「所報」という)のチラシ折り込みに関し、必要な事を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 所報にチラシを折り込むことが出来る事業所等は、益田商工会議所の会員とする。ただし、官公庁及び益田商工会議所が認めた各種団体等を含む。

(基準)

第3条 所報に同封するチラシの可否は、この規定に基づき判断を行う。  
2 実施の公平性と有効性のため、毎号1事業所1枚までとする。

(諾否)

第4条 所報に同封するチラシは、会員事業所へ周知するものであり、チラシの作成内容・作成事業所などに対して信用を与えるものではないこと、次の項目に該当しないものとする。本サービスの提供を拒否する場合は、その旨を依頼者へ連絡する。  
(1) 益田商工会議所又は第三者の名誉又は体面を傷つける恐れが認められるとき  
(2) 特定の政党に偏り、政治的に利用されると認められるとき  
(3) 公序良俗に反すると認められるとき  
(4) その他、編集発行人が不相当と認めたとき

(規格)

第5条 折り込むチラシの規格は、B5・A4・B4・A3サイズとする。  
2 折り込む内容等については、益田商工会議所が信用を与えるものではなく、チラシ等はすべて依頼者の責任において作成し、A4以下に折って納品する。

(枚数・料金)

第6条 チラシの折り込み枚数と料金は、次の通りとする。ただし、益田商工会議所が認めた団体等については、料金を免除することができる。

枚数 先月号の発行部数を基に所報担当者が決める。

料金 15,000円(税別)

※上記は1回分の金額です。

(申し込み)

第7条 依頼事業所は、折り込み希望月の5日までに、益田商工会議所チラシ同封サービス申込書にチラシ原案1枚を添えて事務局へ提出する。

※同じチラシを複数月掲載する場合であってもその都度提出をお願いします。

第8条 益田商工会議所は、申し込みがあった時は、その内容を審査するとともに諾否を決定し、申請事業所へ通知する。

2 チラシは、依頼者が用意し、発行月の10日までに事務局へ納品する。

益田商工会議所 御中

益田商工会議所所報チラシ折り込みサービス申込書

事業所	
所在地	
担当者	
電話	
F A X	
希望月	平成 年 月号
規程確認	<input type="checkbox"/> 運用規定に同意しました（ <input type="checkbox"/> にチェックして下さい）
チラシ内容	